

トラちゃんができるのは..

トラちゃんの好きに生きることです。

また弁護士をしてもいい、違う仕事を始めてもいい、
ゆみのいいお母さんでいてもいい。

僕の大好きな、あの一、何かに無我夢中になっている時のトラちゃん
の顔をして、何かを頑張ってくれなこと。

いや、やっぱり頑張ってくれなくていい。

トラちゃんが後悔せず、心から、人生をやり切ってくれなこと。

それが僕の望みです。

(NHK 朝の連続テレビ小説「虎に翼」第40回 寅子の夫・優三の出征時の台詞)



■ドラマの主人公寅子(ともこ、通称トラちゃん)は、夫が兵隊に取られて別れる際、半ば打算的に結婚したことを土下座して詫げる。何をしたらいいのかと自分を責める寅子に対して、彼は優しく語りかける。

もうびっくりした。この状況では普通、あとのことは頼む、家や家族の面倒をしっかりとみてくれ、などと言いきそうな場面だが全くそれはない！好きに生きることができるとのことだ。しかも、「頑張る」ことすら要求しない！なんという深いセリフをこの脚本家は用意したのだろうか。

ここにあるは相手への完全な信頼、まるごと肯定だ。もう、「そうなんだよ！その通りだ！」と心の中で喝采を送った。

この回の放映は5月下旬、ちょうど妻が往生して一ヶ月の頃。二年三ヶ月間の治療生活、生き死にに臨んでは夫婦の危機もあり、以前にもまして互いの深い話をしたり、人生で本当にやりたいことを見つめ直してきた。少なくとも、彼女に対する自分のスタンスは上のセリフそのものだったし、彼女も多分そうだったはず。

もし自分が、命を終えていく状況に臨んだとしたら、伴侶や大事な相手に一体何を望むだろうか。自分がやりのこしたこと？家や仕事の存

続・継承？世間的な立派な生き方？しかしそれらは下手すれば自分のエゴの延長線にもなりかねない(もちろん、感謝や励ましの言葉、人生の振り返りも大事)。

そういったものを削ぎ落としていった先には、如何に自分が(相手が)主体的に好きに生き切るか、という普遍的なテーマが浮かんでくる。

誰もがさまざまな制約や条件の中で人生を送っている。時代や国、家庭環境や身体面、そして時折見舞われる事件や事故や不遇。そして与えられた時間に限りがある。

その中で私たちは如何に思い通りの人生を送れるだろうか。そもそも自分の思いと現実の関係は？何が、何のために、迷い悩み苦しみ、後悔や思い残しという意識を私に生み出すのか。

もし、山も谷もこの人生を十分味わった、経験すべきことは完璧にやり切ったと言い切って逝くことができたなら、残された人がどれだけ安堵するだろう。私事ながら、妻の自らと格闘してきた生き様と覚悟を振り返ってしまう。

■しかし執着や恐怖から逃れられない人間だからこそ、宗教には超越的物語が用意されている。

どんな生き様も最期でも一切裁かれない、努力も計らいも境地すら問わないのが、世俗的価値

を離れた仏法（真宗）からの見方、命の平等性だ。

仏説無量寿経の中で、法蔵菩薩は悟りを目指し、一切衆生をどのように救うか、そのためにどんな世界を建立するかを48通りに述べる。それら全て、衆生側に何の課題を求めず自らに途方もない修行を課す表明であり、永い時を経て法蔵は阿弥陀という仏となった。よって48の願いはすでに成就し、現に力となって今私に働いてる..。

つまり、その世界（極楽浄土）に地獄餓鬼畜生の境涯はなく（第一願）、皆が金色に輝き（第三願）美醜の差はなく（第四願）、互いの心が通い合う（第八願）。そしてあなたを目覚めの世界に掬い取るべき功德を自らの名・六字名号に込め（第十八願、通称：他力本願）、しかも仏の働きとして縁ある人にを自在に掬い（第二十二願）、その相手に一切の差別はない（第三十五願）などなど。

もとある国の国王だった法蔵が、世自在王仏の説法を聞いて深く感動し、王を捨て修行者になったと釈尊は語るが、その説法の内容は不明。妄想を逞しくすれば、法蔵は仏法に触れ、自分

の力ではこの国を本当に安らかに治めることはできないと気づいたのではないか。もしかこのままでは、権力に驕って裏金を作ってしまう？他国の脅威に対話できず戦争を起こしてしまう？長期的ビジョンを見失って格差が拡大しまう？そもそも、人間にとって本当の幸福とはなんぞや？

阿弥陀仏の誓願を見ていくと、仏教がどんな世界を人間の目覚めとしているのか伺える。

■法律家をモデルにしたドラマ「虎に翼」でも、キャリア、主婦、同性愛、病人、障がい者、夫婦、老人、若者、長男、犯罪、親子に上司部下同僚など、実に様々な弱き小さき立場や生き様が描かれ、そのどれもが強く温かく肯定され、役者の演技とも相まって多大な共感呼んだ。

ドラマの骨子は日本国憲法第14条。この「法の下に」を「仏法の下に」と置き換えたらどうだろうか？全て人生が差別なく尊く保証される社会が人間として理想だからこそ、日本国憲法も阿弥陀仏の本願も、多くの先人たちが長く抛り所とし、今も私たちを動かし続けるのではないか。

（文責：報恩寺 林 暁 R6.11）

阿弥陀仏の四十八願（仏説無量寿経上巻：意訳）

第十一願（必至滅度の願）

全ての人が常に豊かで、穏やかな日々を得ることがなければ、私は決してさとりを開きません。

第十八願（至心信樂の願、念仏往生の願）

全ての人が心から幸せになりたいと願い、幸せにできなければ、私は決してさとりを開きません。特に幸せから遠くにいる人ほど、私は気にしています。

第二十二願（還相廻向の願）

全ての人々の幸せを、叶える力になりたいと願う人が、最高のお手伝いができるようにならなければ、私は決してさとりを開きません。

第三十五願（変成男子の願）

生まれや育ちに関係なく幸せになれないのなら、私は決して仏になりません。

日本国憲法

第十三条〔個人の尊重と公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第九十七条〔基本的人権の由来特質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。